

自動販売機設置に係る県有財産の貸付に係る照会への回答等について

岩手県立中部病院長 伊藤 達朗

本書は、自動販売機設置に係る県有財産の貸付けによる事業者を条件付一般競争入札するにあたって、公平性の透明化を高め、同一条件下で入札参加をしていただくため、先に開催の説明会で「仕様書」等資料に関して質問のあった事項に対して、現時点において可能な限り回答するものである。併せて、説明会で補足説明した事項等についても明示するものである。

したがって、今回の自動販売機設置に係る県有財産の貸付に関して、直接関係しない照会等に対しては回答しないものであること。また、本書に記載した内容により事業者として決定した後の営業環境等を担保するものではないことをご承知願います。

【自動販売機設置に係る県有財産の貸付説明会での質疑応答について】-当日回答したことに加え、補足等をしております

1 問、 貸付物件番号1の6販売品目(1)経口補水液(個別評価型病者用食品)は、2台とも入れなければならないのでしょうか。

答、 2台のうち、どちらか1台以上の自動販売機に入れてください。

2 問、 貸付物件番号1の6販売品目(1)経口補水液は個別評価型病者用食品という認識で良いのでしょうか。

答、 仕様書のとおりです。

3 問、 貸付物件番号1と貸付物件番号2の5設置機器の仕様について2台ともユニバーサルデザインと災害救助ベンダー仕様でなければならないのでしょうか。

答、 ユニバーサルデザイン仕様の自動販売機を2台以上、災害救助ベンダー仕様の自動販売機を1台以上で設置をお願いします。

4 問、 貸付物件番号4の貸付場所が2階手術室とあるが、フォローで入室の際に時間制限等はあるのでしょうか。

答、 制限はございません。また、職員の休憩室になっておりますので自由に出入り可能です。

5 問、 貸付物件番号4の5設置機器の仕様にユニバーサルデザインが無いが災害救助ベンダーであれば良いのでしょうか。

答、 仕様書のとおりです。

6 問、 貸付物件番号5の5設置機器の仕様にあるユニバーサルデザインとはどこまでを指すのでしょうか。

答、 ユニバーサルデザインとは、年齢や身体能力に関わらずすべての人に適合するデザインのことを指すので、各メーカーでユニバーサルデザイン仕様とされた自動販売機の設置をお願いします。

7 問、 自動販売機設置に係る県有財産の貸付一般居槽入札参加資格者名簿に登載されている場合に免除となる項目を教えてください。

答、 自動販売機設置に係る県有財産の貸付一般競争入札参加資格者名簿に登載されている事業者については、入札説明書 5 入札参加申込(1)提出書類ウ証明書類、エ岩手県の各広域振興局の税務担当窓口(県税部・県税センター県税室)が発行する納税証明書及び 8 入札保証金について免除となります。

【自動販売機設置に係る県有財産の貸付説明会後の照会事項について】

8 問、 仕様書、貸付物件番号 1 の 6 販売品目(1)経口補水液(個別評価型病者用食品)を必ず入れること。の条文で経口補水液だけの指定であれば複数のメーカーから発売されているが(個別評価型病者用食品)に指定されている経口補水液は大塚製薬の O S - 1 のみである。実質の製造メーカー指定品目となり、その場合、自動販売機は大塚機に限定され、競争入札の公平性が保たれない。貸付物件番号 1 のみ(個別評価型病者用食品)を販売品目に指定する理由をお教えてください。

答、 平成 2 9 年 8 月 3 1 日付消費者庁からの特別用途食品と誤認されるおそれのある表示について(周知)によると、  
1. 脱水時における水分及び電解質の補給を目的として調製された清涼飲料水に、「経口補水液」又はこれに類する公告その他の表示をするためには、特別用途食品の許可が必要であること。2. 熱中症対策と称して、清涼飲料水と特別用途食品としての許可を受けたものを区分せず同一の棚に陳列して販売する等により、消費者に対して、当該清涼飲料水が特別用途食品としての許可を受けたものと誤認されるような表示をした場合、健康増進法第 3 1 条第 1 項の規程に違反するおそれがあること。3. 健常者が、水分及び電解質の補給を目的として調製された清涼飲料水を、脱水予防等のためとして短時間に大量に摂取した場合、ナトリウム過剰摂取等による健康リスクが生じるおそれがあることに留意の上、当該製品の成分調整内容に適した広告その他の表示を行うこと。等の記載があるため、急性期医療を担う広域基幹病院として貸付物件番号 1 の販売品目に経口補水液(個別評価型病者用食品)を記載したところです。